



第3子以降のお子さんに 小学校入学準備支援金を支給します！

—多子世帯における小学校入学準備支援事業—

平成29年度から、少子化対策の推進と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、第3子以降のお子さんが小学校へ入学する場合、保護者の方に入学準備支援金を支給します。

支給条件

- 監護している第3子以降のお子さんが小学校へ入学すること
- 5月1日時点で、保護者の方が塩竈市に住所を有していること

支給額

支給対象のお子さん1人につき3万円

申請方法

パンフレットと申請書を小学校を通して配布します。パンフレットの内容を確認し、申請書を子育て支援課の窓口へ提出してください。

☎ 子育て支援課家庭支援係 ☎ 353-7797



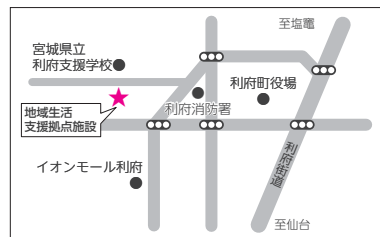
障がい者の地域生活を支援する 地域生活支援拠点施設 が開設されます！

4月から、利府町にある県立利府支援学校の向かいに「地域生活支援拠点施設」が開設されます。

このセンターは、塩竈市や近隣市町(多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町。以下「2市3町」)で暮らす障がい児・者とその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、緊急時の相談や、主たる介護者が不在になった際の受け入れ支援などを行うものです。

2市3町が共同委託し、運営は「認定NPO法人さわおとの森」が行います。

センターを利用するには事前登録が必要です。市役所または現在ご利用の相談支援事業所に問い合わせください。



☎ 生活福祉課障がい者支援係 ☎ 364-1131

お済みですか？

宅地の防災対策

平成30年
3/30(金)
まで

東日本大震災で被災した宅地のかさ上げや、擁壁の復旧などを支援します。工事がお済みの場合は相談ください。ただし、建物の修繕は対象外です。

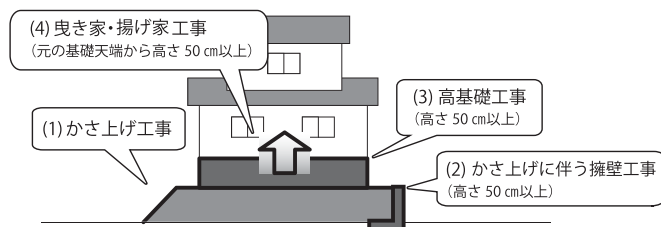
防災対策工事

対象者 東日本大震災で半壊以上の判定を受け、住宅の再建のために下記工事を実施する所有者

対象宅地 個人が所有する居住に供する宅地(営利を目的とする貸家、事業所、非住家などの宅地は対象外)

対象工事・助成内容(対象経費の2分の1を助成)

- (1) かさ上げ工事(上限20万円)
- (2) かさ上げに伴う擁壁工事(上限100万円)
- (3) 高基礎工事(上限100万円)
- (4) 曳き家または揚げ家工事(上限300万円)



被災宅地復旧工事(擁壁など)

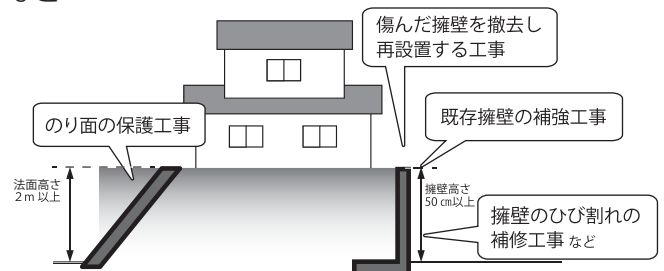
対象者 東日本大震災で被災した宅地の所有者、管理者など

対象宅地 個人が所有する居住に供する宅地(営利を目的とする貸家、事業所、非住家などの宅地は対象外)

対象工事・助成内容

(対象経費の2分の1を助成、上限150万円)

のり面の保護工事、擁壁の設置または補強・補修工事など



☎ 都市計画課総務係 ☎ 364-2510